



たわら  
ノーロード

たわらノーロード 先進国株式<為替ヘッジあり>

追加型投信/海外/株式(インデックス型)

運用実績

運用実績の推移



(設定日: 2016年10月3日)

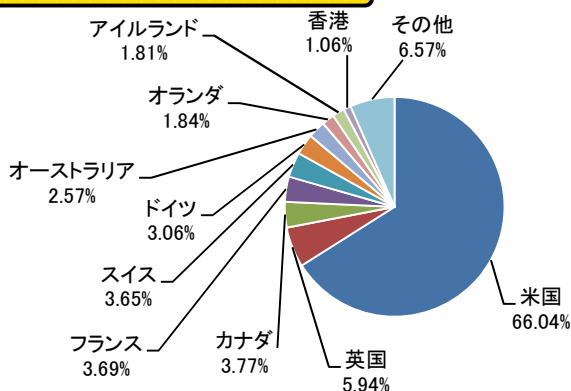
基準価額は1万口当たり・信託報酬除後の価額です。なお、信託報酬率は「ファンドの費用」をご覧ください。  
分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。  
分配金再投資基準価額＝前日分配金再投資基準価額×(当日基準価額÷前日基準価額)(※決算日の当日基準価額は税引前分配金込み)  
基準価額は設定日前日を10,000円として計算しています。  
ベンチマークはMSCIロクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)であり、設定日の値を10,000円として計算しています。  
上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。

騰落率(税引前分配金再投資)

|        | 1か月    | 3か月    | 6か月    | 1年     | 2年     | 設定来    |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| ファンド   | 2.37%  | 2.25%  | 11.56% | 5.82%  | 17.43% | 33.52% |
| ベンチマーク | 2.42%  | 2.48%  | 11.86% | 6.08%  | 18.28% | 35.01% |
| 差      | -0.05% | -0.23% | -0.30% | -0.26% | -0.85% | -1.49% |

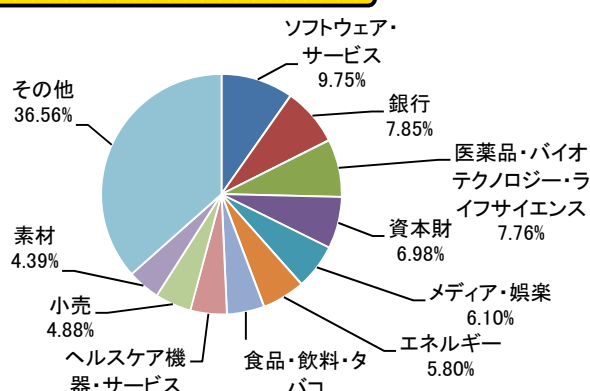
※1 ファンドの騰落率は、税引前の分配金を再投資したものととして算出していますので、実際の投資家利回りとは異なります。  
※2 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等をお約束するものではありません。  
※3 各期間は、基準日から過去に遡っています。また設定来のファンドの騰落率については、設定当初の投資元本を基に計算しています。

国・地域別構成比



※1 比率は実質的に組入れている有価証券の評価額に対する割合です。  
※2 上位11位以下の国・地域については、「その他」として集計しています。

業種別構成比



※1 比率は実質的に組入れている有価証券の評価額に対する割合です。  
※2 上位11位以下の業種については、「その他」として集計しています。  
※3 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

基準価額・純資産総額

|       |           |
|-------|-----------|
| 基準価額  | 13,352 円  |
| 純資産総額 | 4,788 百万円 |

※ 基準価額は1万口当たり

ポートフォリオ構成

|        |        |
|--------|--------|
| 実質組入比率 | 99.8 % |
| 現物組入比率 | 98.2 % |
| 先物組入比率 | 1.6 %  |
| 現金等比率  | 1.8 %  |
| 組入銘柄数  | 1330   |

※1 組入比率は純資産総額に対する実質組入比率です。  
※2 現金等の中には未払金等が含まれるため、比率が一時的にマイナスとなる場合があります。

分配金実績(税引前)※直近3年分

|                  |     |
|------------------|-----|
| 第1期 (2017.10.12) | 0 円 |
| 第2期 (2018.10.12) | 0 円 |
| 設定来累計分配金         | 0 円 |

※1 分配金は1万口当たり  
※2 上記の分配金は過去の実績であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。  
※3 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

※ 当資料は7枚ものです。  
※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。

組入上位10銘柄

※1 組入比率は純資産総額に対する実質組入比率です。  
※2 業種はGICS(世界産業分類基準)によるものです。

| No. | 銘柄                   | 国・地域 | 業種                     | 組入比率(%) |
|-----|----------------------|------|------------------------|---------|
| 1   | MICROSOFT CORP       | アメリカ | ソフトウェア・サービス            | 2.61    |
| 2   | APPLE INC            | アメリカ | テクノロジー・ハードウェアおよび機器     | 2.51    |
| 3   | AMAZON.COM INC       | アメリカ | 小売                     | 2.02    |
| 4   | FACEBOOK INC         | アメリカ | メディア・娯楽                | 1.20    |
| 5   | ALPHABET INC-CL C    | アメリカ | メディア・娯楽                | 0.99    |
| 6   | JPMORGAN CHASE & CO  | アメリカ | 銀行                     | 0.97    |
| 7   | ALPHABET INC-CL A    | アメリカ | メディア・娯楽                | 0.93    |
| 8   | JOHNSON & JOHNSON    | アメリカ | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 0.90    |
| 9   | NESTLE SA-REGISTERED | スイス  | 食品・飲料・タバコ              | 0.83    |
| 10  | EXXON MOBIL CORP     | アメリカ | エネルギー                  | 0.82    |

※当資料中の各数値については、表示桁未満の数値がある場合、四捨五入して表示しています。

ファンドの特色(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

- MSCIコクサイ・インデックス(円換算ベース、配当込み、為替ヘッジあり)<sup>(注)</sup>に連動する投資成果をめざして運用を行います。  
・ 外国株式パッシブ・ファンド・マザーファンドへの投資を通じて、主として海外の金融商品取引所に上場している株式に実質的に投資します。
- ・ 実質外貨建資産については、原則として対円で為替フルヘッジを行います。  
(注) MSCIコクサイ・インデックスに関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- ご購入時およびご換金時に手数料がかからないファンドです。
- 年1回決算を行います。  
毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日。)に決算を行い、基準価額水準、市況動向等を勘案して分配金額を決定します。
- ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- ※ 分配金額は、分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。
- ※ 資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資リスクと費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)

当ファンドは、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります。)に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。これらの運用による損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

なお、基準価額の変動要因は、下記に限定されるものではありません。その他の留意点など、くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

- 株価変動リスク…………… 株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、発行会社の業績・財務状況、または市場の需給や流動性等の影響を受けます。  
当ファンドは、実質的に株式に投資をしますので、株式市場の変動により基準価額が上下します。
- 信用リスク…………… 当ファンドが実質的に投資する株式の発行者が経営不安・倒産に陥った場合、またこうした状況に陥ると予想される場合等には、株式の価格が下落したりその価値がなくなることがあり、基準価額が下がる要因となります。
- 流動性リスク…………… 当ファンドにおいて有価証券等を実質的に売却または取得する際に、市場規模、取引量、取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合には、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないことや、値動きが大きくなることがあり、基準価額に影響をおよぼす可能性があります。
- 為替リスク…………… 当ファンドは、実質組入外貨建資産について原則として対円で為替ヘッジを行い為替リスクの低減をめざしますが、為替リスクを完全に排除できるものではなく為替相場の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジには円金利がヘッジ対象通貨の金利よりも低い場合、その金利差相当分程度のコストがかかることにご留意ください。

当ファンドへの投資に伴う主な費用は信託報酬などです。

費用の詳細につきましては、当資料中の「ファンドの費用」および投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※世界産業分類基準(GICS)は、MSCI Inc.(MSCI)およびStandard & Poor's Financial Services LLC(S&P)により開発された、MSCIおよびS&Pの独占的権利およびサービスマークであり、アセットマネジメントOne株式会社に対し、その使用が許諾されたものです。MSCI、S&P、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者のいずれも、かかる基準および分類(並びにこれらの使用から得られる結果)に関し、明示黙示を問わず、一切の表明保証をなさず、これらの当事者は、かかる基準および分類に関し、その新規性、正確性、完全性、商品性および特定目的への適合性についての一切の保証を、ここに明示的に排除します。上記のいずれをも制限することなく、MSCI、S&P、それらの関係会社、およびGICSまたはGICSによる分類の作成または編纂に関与した第三者は、いかなる場合においても、直接、間接、特別、懲罰的、派生的損害その他一切の損害(逸失利益を含みます。)につき、かかる損害の可能性を通知されていた場合であっても、一切の責任を負うものではありません。

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

**お申込みメモ(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

|                    |  |
|--------------------|--|
| 購入単位               | 販売会社が定める単位(当初元本1口=1円)  |
| 購入価額               | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額(基準価額は1万口当たりで表示しています。)  |
| 購入代金               | 販売会社が定める期日までにお支払いください。   |
| 換金単位               | 販売会社が定める単位   |
| 換金価額               | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額  |
| 換金代金               | 原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。  |
| 申込締切時間             | 原則として営業日の午後3時までに販売会社が受けたものを当日分のお申込みとします。   |
| 購入・換金申込不可日         | 以下のいずれかに該当する日には、購入・換金のお申込みの受付を行いません。<br>・ニューヨーク証券取引所の休業日 ・ニューヨークの銀行の休業日<br>・ロンドン証券取引所の休業日 ・ロンドンの銀行の休業日   |
| 換金制限               | 信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。   |
| 購入・換金申込受付の中止および取消し | 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止することおよびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取り消す場合があります。  |
| 信託期間               | 無期限(2016年10月3日設定)  |
| 繰上償還               | 次のいずれかに該当する場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し、当該信託を終了(繰上償還)することができます。<br>・信託契約を解約することが受益者のために有利であると認める場合<br>・受益権口数が10億口を下回ることとなった場合<br>・対象インデックスが改廃された場合<br>・やむを得ない事情が発生した場合  |
| 決算日                | 毎年10月12日(休業日の場合は翌営業日)  |
| 収益分配               | 年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づいて収益分配を行います。<br>※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金自動けいぞく投資コース」があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。詳細は販売会社までお問い合わせください。  |
| 課税関係               | 課税上は株式投資信託として取り扱われます。<br>原則として、分配時の普通分配金ならびに換金時の値上がり益および償還時の償還差益に対して課税されます。<br>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称: NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称: ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」の適用対象です。また、販売会社によっては非課税累積投資契約に係る少額投資非課税制度「愛称: つみたてNISA(つみたてニーサ)」の適用対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。<br>※税法が改正された場合等には、上記内容が変更となることがあります。 |

**ファンドの費用(くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)を必ずご覧ください)**

以下の手数料等の合計額、その上限額については、購入金額や保有期間等に応じて異なりますので、あらかじめ表示することができません。  
※税法が改正された場合等には、税込手数料等が変更となることがあります。

●投資者が直接的に負担する費用

|         |        |
|---------|--------|
| 購入時手数料  | ありません。 |
| 換金手数料   | ありません。 |
| 信託財産留保額 | ありません。 |

●投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  |  |
|------------------|--|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率0.216%*(税抜0.20%)以内</b><br>(2019年7月12日現在: 年率0.216%*(税抜0.20%))<br>*消費税率が10%になった場合は、 <b>年率0.22%</b> となります。   |
| その他の費用・<br>手数料   | その他の費用・手数料として、お客様の保有期間中、以下の費用等を信託財産からご負担いただきます。<br>・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、信託事務の処理に要する諸費用、外国での資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査にかかる費用 等<br>※これらの費用等は、定期的に見直されるものや売買条件等により異なるものがあるため、事前に料率・上限額等を示すことができません。 |

※確定拠出年金制度による購入のお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。くわしくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne



## 投資信託ご購入の注意

投資信託は、

- ① 預金等や保険契約ではありません。また、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。加えて、証券会社を通して購入していない場合には投資者保護基金の対象にもなりません。
- ② 購入金額については元本保証および利回り保証のいずれもありません。
- ③ 投資した資産の価値が減少して購入金額を下回る場合がありますが、これによる損失は購入者が負担することとなります。

## 当資料のお取り扱いについてのご注意

- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が作成した販売用資料です。
- お申込みに際しては、販売会社からお渡しする投資信託説明書（交付目論見書）の内容を必ずご確認ください。ご自身でご判断ください。
- 当ファンドは、実質的に株式等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替リスクもあります）に投資をしますので、市場環境、組入有価証券の発行者に係る信用状況等の変化により基準価額は変動します。このため、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益は全て投資者の皆さまに帰属します。また、投資信託は預貯金とは異なります。
- 当資料は、アセットマネジメントOne株式会社が信頼できると判断したデータにより作成しておりますが、その内容の完全性、正確性について、同社が保証するものではありません。また掲載データは過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料における内容は作成時点（2019年8月9日）のものであり、今後予告なく変更される場合があります。

### ◆収益分配金に関する留意事項◆

- 収益分配は、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および売買益（評価益を含みます。))を超えて行われる場合があります。したがって、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- 受益者の個別元本の状況によっては、分配金の全額または一部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。個別元本とは、追加型投資信託を保有する受益者毎の取得元本のことです。受益者毎に異なります。
- 分配金は純資産総額から支払われます。このため、分配金支払い後の純資産総額は減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中の運用収益以上に分配金の支払いを行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。

### ◆委託会社およびファンドの関係法人◆

<委託会社>アセットマネジメントOne株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第324号  
加入協会：一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
<受託会社>みずほ信託銀行株式会社  
<販売会社>販売会社一覧をご覧ください

### ◆委託会社の照会先◆

アセットマネジメントOne株式会社  
コールセンター 0120-104-694  
(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)  
ホームページ URL <http://www.am-one.co.jp/>

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

○印は協会への加入を意味します。

2019年8月9日現在

| 商号            | 登録番号等                     | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|---------------|---------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 株式会社みずほ銀行     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第6号      | ○           |                             | ○                           | ○                                  |    |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第624号    | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 株式会社千葉興業銀行    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第40号     | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社北陸銀行      | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第3号      | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 株式会社富山銀行      | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第1号      | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社肥後銀行      | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第3号      | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社鹿児島銀行     | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第2号      | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社栃木銀行      | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第57号     | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社神奈川銀行     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第55号     | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社福邦銀行      | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第8号      | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社第三銀行      | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第16号     | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 株式会社沖縄海邦銀行    | 登録金融機関 沖縄総合事務局長(登金)第3号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 第一勧業信用組合      | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第278号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 藍澤証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第6号    | ○           | ○                           |                             |                                    |    |
| カブドットコム証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第61号   | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 株式会社SBI証券     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第44号   | ○           |                             | ○                           | ○                                  |    |
| 岡三オンライン証券株式会社 | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第52号   | ○           | ○                           | ○                           |                                    |    |
| 長野証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第125号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 香川証券株式会社      | 金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第3号    | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 九州FG証券株式会社    | 金融商品取引業者 九州財務局長(金商)第18号   | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 岩井コスモ証券株式会社   | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第15号   | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| ちばぎん証券株式会社    | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第114号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| むさし証券株式会社     | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第105号  | ○           |                             |                             | ○                                  |    |
| 楽天証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第195号  | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| 東武証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第120号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 西村証券株式会社      | 金融商品取引業者 近畿財務局長(金商)第26号   | ○           |                             |                             |                                    |    |
| SMBC日興証券株式会社  | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号 | ○           | ○                           | ○                           | ○                                  |    |
| マネックス証券株式会社   | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第165号  | ○           | ○                           | ○                           |                                    |    |
| 松井証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第164号  | ○           |                             | ○                           |                                    |    |
| 三井証券株式会社      | 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第14号   | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 水戸証券株式会社      | 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第181号  | ○           | ○                           |                             |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合がありますため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●つみたてNISA口座でのお申込みが可能である場合があります。お申込みの詳細につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社です。

2019年8月9日現在

○印は協会への加入を意味します。

| 商号         | 登録番号等                  | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|------------|------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 北海道信用金庫    | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第19号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 帯広信用金庫     | 登録金融機関 北海道財務局長(登金)第15号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 山形信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第55号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 杜の都信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第39号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 石巻信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第25号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 会津信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第20号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 郡山信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第31号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 須賀川信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第38号  |             |                             |                             |                                    |    |
| あぶくま信用金庫   | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第24号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 二本松信用金庫    | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第46号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 福島信用金庫     | 登録金融機関 東北財務局長(登金)第50号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 高崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第237号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 桐生信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第234号 |             |                             |                             |                                    |    |
| アイオー信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第230号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 利根郡信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第240号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 北群馬信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第233号 |             |                             |                             |                                    |    |
| しのめ信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第232号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 栃木信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第224号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 青木信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第199号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 横浜信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第198号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 川崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第190号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 平塚信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第196号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 朝日信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第143号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| さわやか信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第173号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 芝信用金庫      | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第158号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 東京東信用金庫    | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第179号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 亀有信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第149号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 足立成和信用金庫   | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第144号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 城北信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第147号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 新潟信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第249号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 三条信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第244号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 柏崎信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第242号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 甲府信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第215号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 長野信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第256号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 松本信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第257号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 上田信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第254号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 諏訪信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第255号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 飯田信用金庫     | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第252号 |             |                             |                             |                                    |    |
| アルプス中央信用金庫 | 登録金融機関 関東財務局長(登金)第251号 |             |                             |                             |                                    |    |
| 金沢信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第15号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 興能信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第19号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 福井信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第32号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 越前信用金庫     | 登録金融機関 北陸財務局長(登金)第12号  |             |                             |                             |                                    |    |
| しずおか焼津信用金庫 | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第38号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 浜松磐田信用金庫   | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第61号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 三島信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第68号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 富士宮信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第65号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 遠州信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第28号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 岐阜信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第35号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 高山信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第47号  |             |                             |                             |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●つみたてNISA口座でのお申込みが可能である場合があります。お申込みの詳細につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne

販売会社(お申込み、投資信託説明書(交付目論見書)のご請求は、以下の販売会社へお申し出ください)

以下は取次販売会社です。

2019年8月9日現在

○印は協会への加入を意味します。

| 商号        | 登録番号等                  | 日本証券<br>業協会 | 一般社団<br>法人日本<br>投資顧問<br>業協会 | 一般社団<br>法人金融<br>先物取引<br>業協会 | 一般社団<br>法人第二<br>種金融商<br>品取引業<br>協会 | 備考 |
|-----------|------------------------|-------------|-----------------------------|-----------------------------|------------------------------------|----|
| 東濃信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第53号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 関信用金庫     | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第45号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 八幡信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第60号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 豊橋信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第56号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 豊川信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第54号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 豊田信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第55号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 蒲郡信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第32号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 尾西信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第63号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 東春信用金庫    | 登録金融機関 東海財務局長(登金)第52号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 長浜信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第69号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 湖東信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第57号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 京都中央信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第53号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 大阪信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第45号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 大阪シティ信用金庫 | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第47号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 永和信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第43号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 奈良信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第71号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 奈良中央信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第72号  |             |                             |                             |                                    |    |
| きのくに信用金庫  | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第51号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 神戸信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第56号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 姫路信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第80号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 播州信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第76号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 兵庫信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第81号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 尼崎信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第39号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 但馬信用金庫    | 登録金融機関 近畿財務局長(登金)第67号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 鳥取信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第35号  |             |                             |                             |                                    |    |
| しまね信用金庫   | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第27号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 水島信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第48号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 津山信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第32号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 備北信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第43号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 吉備信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第22号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 備前信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第40号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 広島信用金庫    | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第44号  | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 呉信用金庫     | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第25号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 西中国信用金庫   | 登録金融機関 中国財務局長(登金)第29号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 高松信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第20号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 観音寺信用金庫   | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第17号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 愛媛信用金庫    | 登録金融機関 四国財務局長(登金)第15号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 福岡ひびき信用金庫 | 登録金融機関 福岡財務支局長(登金)第24号 | ○           |                             |                             |                                    |    |
| 高鍋信用金庫    | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第28号  |             |                             |                             |                                    |    |
| 鹿児島相互信用金庫 | 登録金融機関 九州財務局長(登金)第26号  |             |                             |                             |                                    |    |

●その他にもお取扱いを行っている販売会社がある場合があります。

また、上記の販売会社は今後変更となる場合があるため、販売会社または委託会社の照会先までお問い合わせください。

●つみたてNISA口座でのお申込みが可能である場合があります。お申込みの詳細につきましては、各販売会社にお問い合わせください。

<備考欄について>

※1 新規募集の取扱いおよび販売業務を行っておりません。

※2 備考欄に記載されている日付からのお取扱いとなりますのでご注意ください。

※3 備考欄に記載されている日付からお取扱いを行いませんのでご注意ください。

(原則、金融機関コード順)

※ 当資料は7枚ものです。

※ P.4の「当資料のお取扱いについてのご注意」をご確認ください。



アセットマネジメントOne